

令和 3 年度 甲賀市国民健康保険税率 (案)

区 分		平成 2 3 年度～ 平成 2 6 年度	平成 2 7 年度～ 令和 2 年度	令和 3 年度 (案)
医療分 (医療給付費分)	均等割	2 5, 0 0 0 円	2 3, 6 0 0 円	令和 2 年度税率 を、据え置きと する。
	平等割	2 0, 0 0 0 円	2 0, 0 0 0 円	
	所得割	7. 0 %	6. 8 %	
支援金分 (後期高齢者支援 分)	均等割	7, 5 0 0 円	7, 5 0 0 円	
	平等割	6, 3 0 0 円	6, 3 0 0 円	
	所得割	2. 4 %	2. 4 %	
介護分 (介護納付金分)	均等割	8, 9 0 0 円	9, 6 0 0 円	
	平等割	5, 9 0 0 円	6, 6 0 0 円	
	所得割	1. 9 %	2. 1 %	

— 方針 (案) —

令和 3 年度は、国保税率を据え置く。

— 理由 —

・令和 3 年度の県から当市に示された納付金は、県全体の医療費についてはコロナの影響もあり前年度並みと見込み、国から交付される前期高齢者交付金等の公費の増加、また、算定方法の変更による支え合いの公費の拡大や収納率反映による激変緩和措置等により、納付金は令和 2 年度 2 3 億 2, 1 3 1 万円から 2 1 億 3, 6 4 6 万円と約 1 億 8, 4 8 5 万円の減少となった。よって、保険税で集める必要金額も約 1 億円減少した。

・仮算定の段階ではコロナの影響による所得減少が見込まれていないため、市独自で算出する所得減少率で試算すると現行税率では 6, 0 0 0 万円、標準保険料率では約 1 億 1, 0 0 0 円が不足するとみられる。基金保有額が令和 2 年度末で約 3 億 2 0 0 0 万円と見込んでおり、基金で賄うことは可能であるが、基金保有額は 2 年でなくなる。

・所得減少を見込んだ標準保険料率を用いると、均等割を上げることになり、低所得者が上がることになる。(所得 3 3 万円以下である 3, 9 2 3 世帯 (3 5. 4 4 %) が上

昇)

・県平均の標準保険料率から見ても、統一に向けて本市は税率を上げる必要があるとみれる。

・以上のことからコロナによる所得減少を加味し、令和3年度も基金を活用し据え置き、今後、急激な上昇とならないよう基金を活用しながら進めていく必要がある。

— 参考 —

○基金保有見込み額

令和2年度末保有額 327,978,403円

○激変緩和措置見込額

17,626,485円